

事務連絡
令和7年10月17日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

予防接種証明書の様式変更に関する旅行業者等への周知について（依頼）

この度、厚生労働省より、令和7年9月19日付で検疫所において発行する「予防接種又は予防薬の国際証明書」の様式が変更となった旨、周知依頼がまいりました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、別添の内容のご周知方よろしくお願ひ申し上げます。

【添付資料】

- ・ 01 【通知】（厚生労働省事務連絡）予防接種証明書の様式変更に関する周知について
- ・ 02 【別添】黄熱の予防接種国際証明書の様式が変わりました。

感企発1016第1号
令和7年10月16日

観光庁参事官（旅行振興） 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部企画・検疫課長
(公印省略)

予防接種証明書の様式変更に関する旅行業者等への
周知について（依頼）

日頃より、感染症対策に対する御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。今般、国際保健規則（IHR）において定める「予防接種又は予防薬の国際証明書」の国際標準様式における記載事項が変更されたことを受け、検疫法施行規則の一部を改正し、令和7年9月19日付で検疫所において発行する「予防接種又は予防薬の国際証明書」の様式を変更したところです。

黄熱の予防接種に関しては、黄熱への感染を予防するだけでなく、予防接種証明書を携帯しなければ入国できない国があるため、当該国に渡航する場合には事前に予防接種を受け、証明書の交付を受ける必要があります。

海外旅行の際には、旅行業者の企画するツアー等を利用される方も多いことから、海外旅行を企画する旅行業者等に対して、別添による周知に御協力いただきますようお願いします。